

令和4年度  
恵庭市ごみ組成調査報告書  
【概要版】



ごみ減量・リサイクル推進キャラクター  
「クリーンちゃん」

恵庭市  
令和5年4月

# 1. 調査概要

## ■ 調査目的

本調査は、恵庭市内から発生する家庭系一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）、事業系一般廃棄物（以下「事業ごみ」という。）及び産業廃棄物について、ごみの組成を調査し、廃棄物関係施策や市民への啓発活動のための基礎資料とすることを目的としています。

## ■ 調査対象・調査時期・調査回数

調査対象は家庭ごみ5区分、事業ごみ3区分、産業廃棄物2区分とし、調査回数は家庭ごみ3回、事業ごみ1回、産業廃棄物3回実施しました。

区分	1回 8月～9月：6日間		2回 10月～11月：9日間			3回 12月：6日間	
	家庭ごみ	産業廃棄物	家庭ごみ	事業ごみ	産業廃棄物	家庭ごみ	産業廃棄物
燃やせるごみ	2	1	2	1		2	1
燃やせないごみ	1		1	1	1	1	
生ごみ	1		1	1		1	
資源物 プラスチック容器包装	1		1			1	
資源物 びん・缶・ペットボトル							

## ■ 調査したごみの重量

1回目：8～9月調査

区分		調査量
家庭ごみ	燃やせるごみ	465.4kg (237.3kg+228.1kg)
	燃やせないごみ	223.5 kg
	生ごみ	121.8kg
	資源物 (プラスチック容器包装)	117.8kg
	資源物 (びん・缶・ペットボトル)	153.0kg
産業廃棄物	燃やせるごみ	202.3kg

2回目：10～11月調査

区分		調査量
家庭ごみ	燃やせるごみ	434.0kg (213.2kg+220.8kg)
	燃やせないごみ	302.3kg
	生ごみ	183.9kg
	資源物 (プラスチック容器包装)	108.5kg
	資源物 (びん・缶・ペットボトル)	101.4kg
事業ごみ	燃やせるごみ	224.4kg
	燃やせないごみ	232.3kg
	生ごみ	224.1kg
産業廃棄物	燃やせないごみ	229.6kg

3回目：12月調査

区分		調査量
家庭ごみ	燃やせるごみ	447.0kg (226.2kg+220.8kg)
	燃やせないごみ	218.2kg
	生ごみ	184.9kg
	資源物 (プラスチック容器包装)	105.8kg
	資源物 (びん・缶・ペットボトル)	103.7kg
産業廃棄物	燃やせるごみ	209.8kg

■ 調査分類と定義

家庭ごみと事業ごみについては23区分、産業廃棄物については10区分に分類し、調査を実施しました。

家庭系・事業系一般廃棄物の分類項目

No.	分類	分別	備考
1	生ごみ ※1	生	食品残渣。調理くず、野菜くず、食べ残し。
2	生ごみ (未開封)	生	未開封商品(賞味・消費期限切れ)や手つかずの商品をそのまま廃棄した生ごみ、弁当など。
3	草・木	可	木製品、木材、剪定枝、刈草、枯枝、割り箸、竹くし等。
4	紙おむつ	可	紙おむつ(パットタイプ含む)。
5	紙 (紙製容器包装)	可	菓子類の紙袋、紙袋、包装紙等。 紙製容器包装マークがあるもの。
6	衣類・布類	可	衣類、糸糸、綿、古布、布団、タオル、毛布等。
7	皮革類・ゴム類	可	ゴム製手袋、輪ゴム、靴、皮カバン、ベルト等。
8	プラスチック製品 (容リ法対象外) ※	可	フォーク、スプーン、ストロー、バケツ、文房具、DVD、歯ブラシ等。
9	その他燃やせるごみ	可	たばこ、葉、乾燥剤、保冷剤、使用済み花火、卵の殻、貝殻、トウモロコシの皮、15cm以上の生ごみ(魚の頭、がぼちゃ等)、上記分類に当てはまらない可燃性素材のもの。リサイクルに回らない汚れた資源物。 15cm以上の葉物野菜等の柔らかく小さくまとめられる生ごみは、1【生ごみ】で計上する。
10	ペットボトル	資	汚れたものや中に異物があるものを除く。
11	空き缶	資	アルミ缶、スチール缶。
12	空きびん	資	主としてガラス製の容器に係るもの。資源物(びん・缶・ペットボトル)の空きビンとして排出されたもののうち、袋の中で割れた物は、収集の段階で割れたと考え、19【割れ物・刃物類】で計上はせず、本項目に分類する。
13	リターナブルびん	資	一升瓶、牛乳瓶など店舗回収するもの。
14	プラスチック容器包装	資	袋類、ラップ、マヨネーズなどのチューブ類、ボトル、ペットボトルキャップ、発砲スチロール、白色トレイ等。
15	紙 (紙製容器包装を除く)	資	市で資源物として受け入れしているもの。紙パック、ダンボール、新聞チラシ、雑誌本。 汚れた紙類は21【その他紙類】
16	蛍光管・乾電池	資	蛍光管、乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、温度計、体温計等。
17	電気製品	不	小型電気製品、電気製品、電動おもちゃ、時計等など。
18	金属類	不	ハサミ、金属バット、ねじ、釘等。
19	割れ物・刃物類 ※2	不	割れ物、容器以外のガラス製品類、陶器類、刃物、それらを包む紙を含む。資源物(びん・缶・ペットボトル)の空きビンとして排出されたもののうち、袋の中で割れた物は、収集の段階で割れたと考え、ここには含めず、12【空きビン】に計上。
20	ごみ袋	他	ごみを排出する際に使用した外装袋(家庭系有料指定ごみ袋、事業系の外装袋)。ごみの中に混入した袋は、9【その他燃やせるごみ】に計上。
21	その他紙類	可	ティッシュペーパー、キッチンペーパー、ラミネート、熱転写紙、防水加工紙(紙コップ)、汚れた紙類、濡れた紙類、OA用紙、ノート、封筒、はがき、雑紙類。 5【紙(紙製容器包装)】15【紙(紙製容器包装を除く)】以外の紙類。
22	その他燃やせないごみ ※3	不	アルミホイル、カイロ等。
23	ケケンごみ	危	ガス缶、スプレー缶、エアゾール容器、マッチ、ライター等火が出る恐れのあるもの。

備考

※1：生ごみ調査の際は、生ごみ水切り用ネット等を含む

※2：不燃ごみ調査の際は、割れ物・刃物梱包用紙等を含む

※3：汚れた缶・びんを含む

※4：容リ法→容器包装リサイクル法

産業廃棄物の分類項目

No.	分類	具体的な例
1	燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす。
2	汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物。
3	廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど、固形液状すべての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）。
4	金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず。
5	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど。
6	がれき類	工作物の新築、改築、除去により生じたコンクリート破片、レンガ破片など。
7	木くず	貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付け・梱包用の木材含む）。 建築業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類等に限定。 ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
8	紙くず	建設業（範囲は木くずと同じ）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業からの発生する紙くず。 ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
9	繊維くず	建築業（範囲は木くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生する天然繊維くずに限定。 ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
10	その他のごみ	一般廃棄物等

※本市で受入可能産業廃棄物が対象

## 2. 調査結果

### 1. 単位容積あたりの重量

家庭ごみと事業ごみ、産業廃棄物の単位容積あたりの平均重量は次のとおりです。

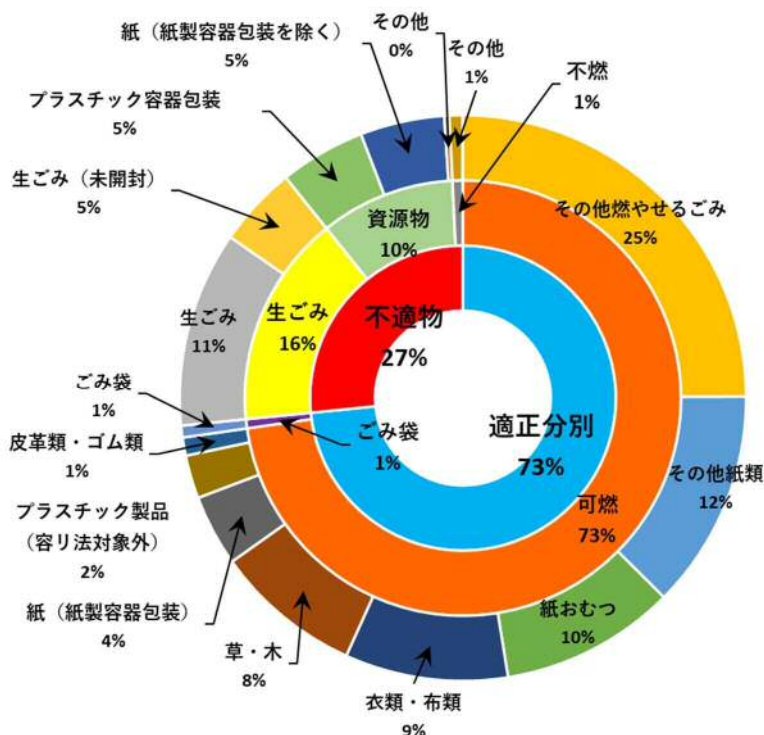
	区分	平均単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )
家庭ごみ	燃やせるごみ	100.0
	燃やせないごみ	164.1
	生ごみ	622.9
	資源物(びん・缶・ペットボトル)	60.5
	資源物(プラスチック容器包装)	20.7
事業ごみ	燃やせるごみ	71.9
	燃やせないごみ	148.1
	生ごみ	577.1
産業廃棄物	燃やせるごみ	35.8
	燃やせないごみ	214.5

## 2. 組成割合(重量割合)

### ■ 家庭ごみ「燃やせるごみ」

リサイクルに適さない汚れたプラスチック容器包装等の「その他燃やせるごみ」が25%、ティッシュペーパーや雑紙類等の「その他紙類」が12%でした。

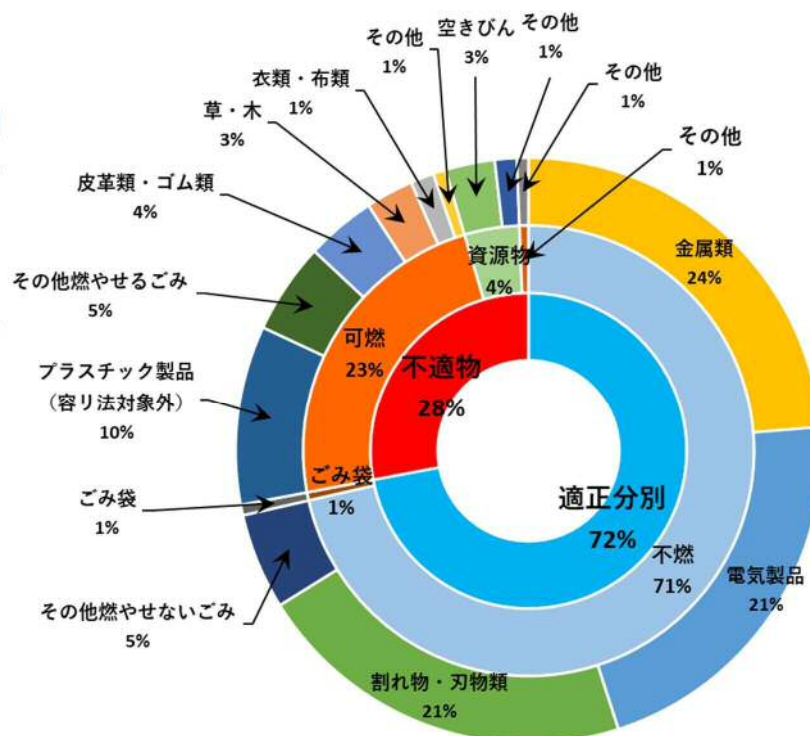
不適物の混入割合は27%、そのうち「生ごみ(未開封も含む)」が16%、次いで「プラスチック容器包装」が5%でした。



### ■ 家庭ごみ「燃やせないごみ」

「金属類」が24%、「電気製品」と「割れ物・刃物類」がそれぞれ21%と多く含まれていました。

不適物の混入割合は28%で、そのうち「プラスチック製品(容リ法対象外)」が最も多く10%、次いで「その他燃やせるごみ」が5%でした。

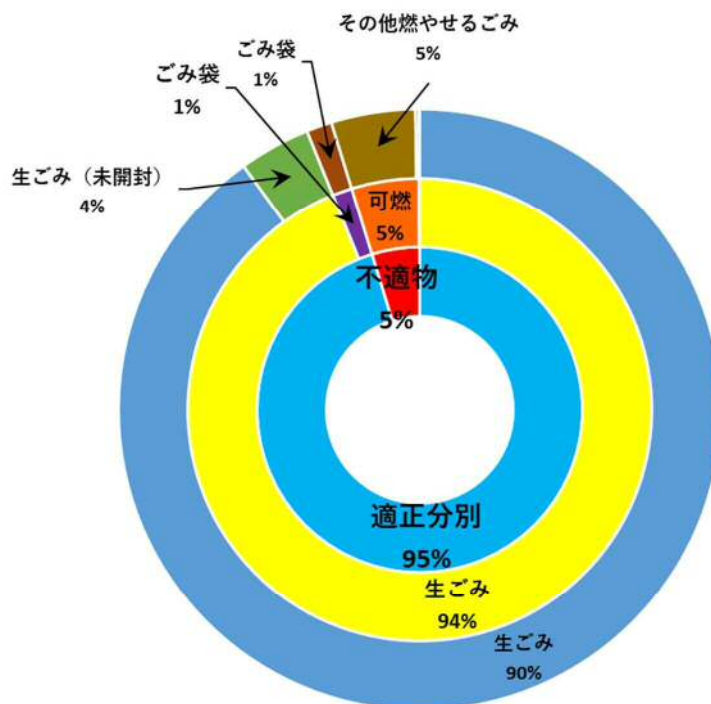


※円グラフの説明：内円→不適物割合。中円→分別区分割合。外円→組成分類割合。  
 ※割合の値は四捨五入しているため、割合の合計値が100%とならない場合があります。  
 また、0%と表示されているものは小数点以下に値があるもの。

## ■ 家庭ごみ「生ごみ」

「生ごみ」が90%、食品ロス相当の「生ごみ（未開封）」が4%でした。

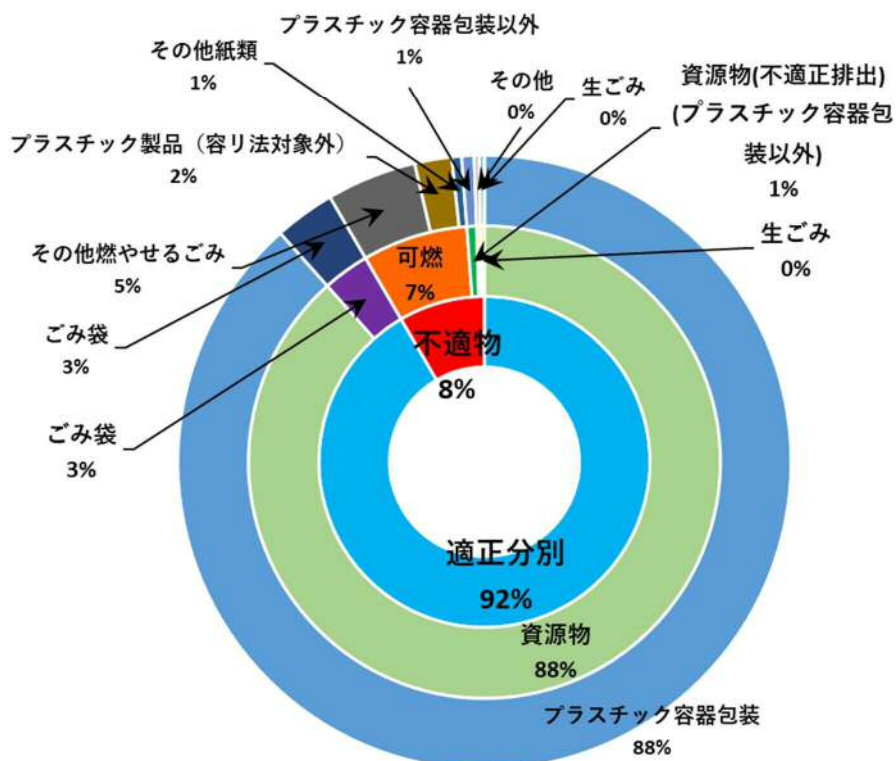
不適物の混入割合は5%で、たばこ、貝殻、卵の殻、15 cm以上の魚の生ごみ等が区分される「その他燃やせるごみ」となっています。



## ■ 家庭ごみ「資源物（プラスチック容器包装）」

「プラスチック容器包装」が88%で概ね適正に分別されていました。

不適物の混入割合は8%で、「その他燃やせるごみ」が5%、「プラスチック製品（容リ法対象外）」が2%でした。



※円グラフの説明：内円→不適物割合。中円→分別区分割合。外円→組成分類割合。

※割合の値は四捨五入しているため、割合の合計値が100%とならない場合があります。

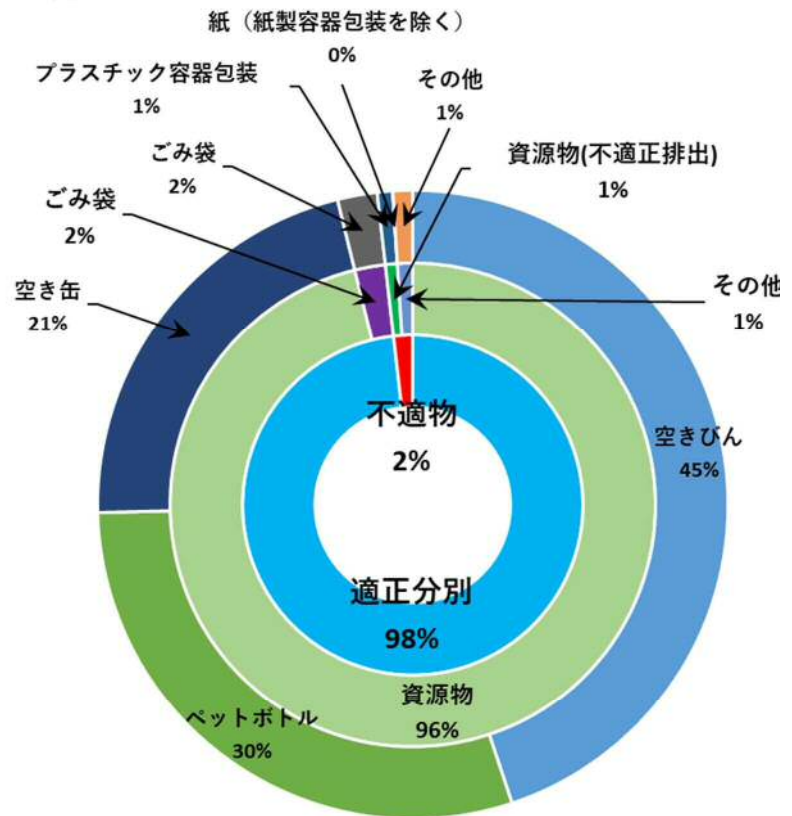
また、0%と表示されているものは小数点以下に値があるもの。



### ■ 家庭ごみ「資源物（びん・缶・ペットボトル）」

「空きびん」が45%、「ペットボトル」が30%、「空き缶」が21%でした。

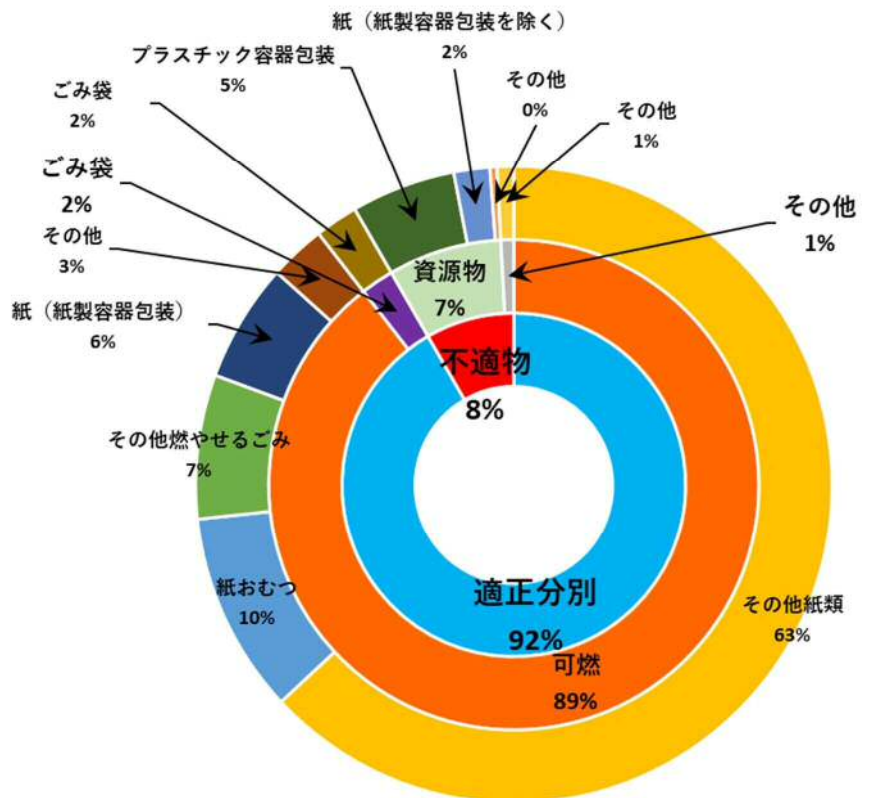
不適物の混入割合は2%程度と僅かで、そのうち「プラスチック容器包装」が1%程度でした。



### ■ 事業ごみ「燃やせるごみ」

OA用紙や雑紙類等の「その他紙類」が63%、次に「紙おむつ」が10%程度含まれていました。

不適物の混入割合は8%で、そのうち「プラスチック容器包装」が5%でした。



※円グラフの説明：内円→不適物割合。中円→分別区分割合。外円→組成分類割合。

※割合の値は四捨五入しているため、割合の合計値が100%とならない場合があります。

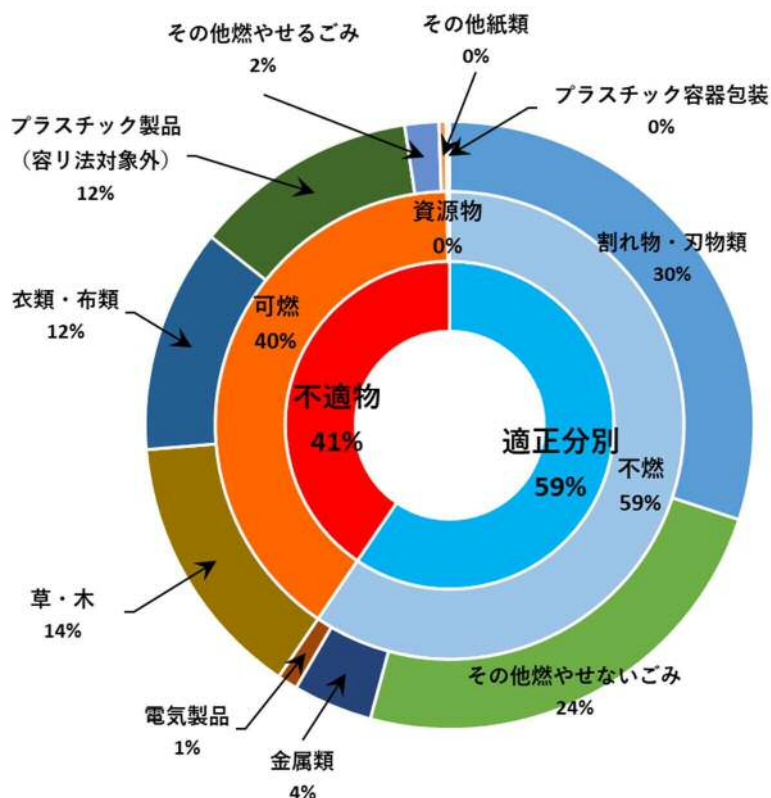
また、0%と表示されているものは小数点以下に値があるもの。

### ■ 事業ごみ「燃やせないごみ」

「割れ物・刃物類」が30%、「その他燃やせないごみ」が24%、「その他燃やせないごみ」が24%、「金属類」が4%でした。

不適物の混入割合は41%で、そのうち、燃やせるごみである「草・木」が14%、「衣類・布類」と「プラスチック製品（容リ法対象外）」がそれぞれ12%含まれていました。

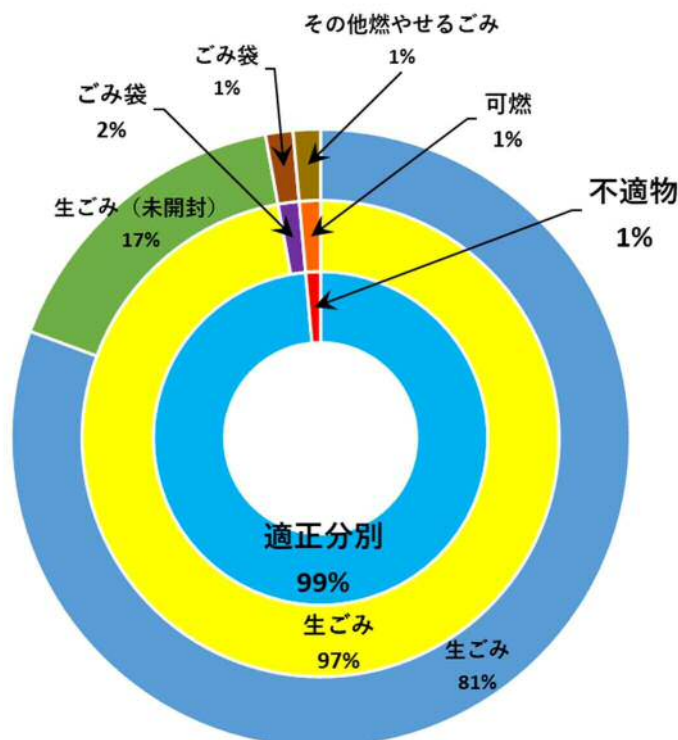
なお、ご家庭から出された燃やせないごみや粗大ごみを、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した場合、区分としては事業ごみになることから、不適物が多く含まれています。



### ■ 事業ごみ「生ごみ」

「生ごみ」が81%、食品ロスである「生ごみ（未開封）」が17%でした。

不適物の混入割合は1%で、全て「その他燃やせるごみ」でした。

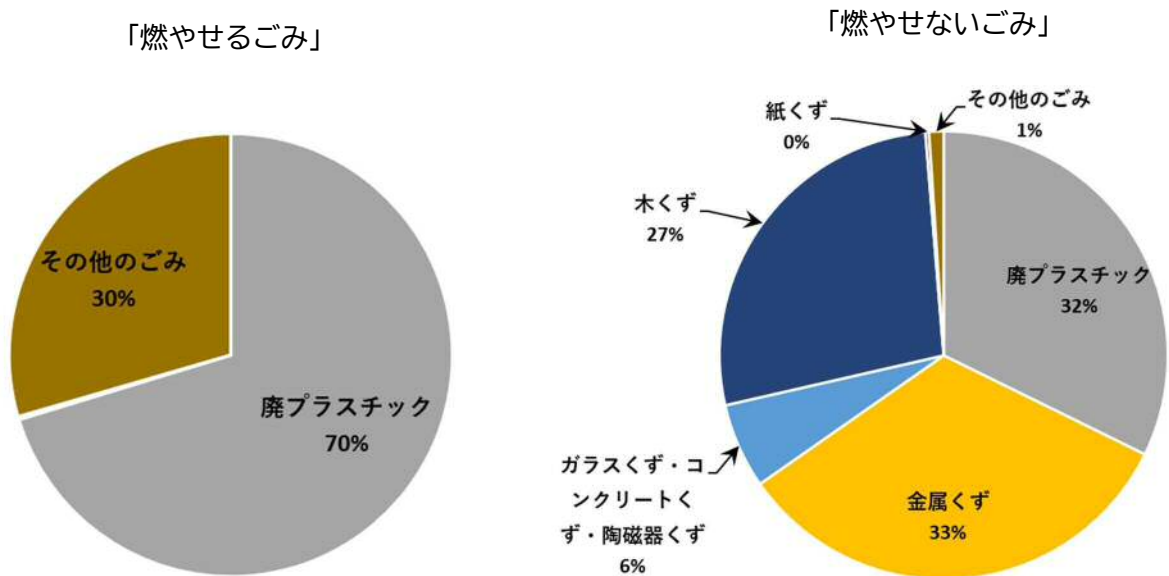


※円グラフの説明：内円→不適物割合。中円→分別区分割合。外円→組成分類割合。  
 ※割合の値は四捨五入しているため、割合の合計値が100%とならない場合があります。  
 また、0%と表示されているものは小数点以下に値があるもの。

## ■ 産業廃棄物「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」

燃やせるごみは「廃プラスチック」が70%、「その他のごみ」が30%でした。

燃やせないごみは、「廃プラスチック」が32%、「金属くず」33%と大きな割合を占めていました。



※割合の値は四捨五入しているため、割合の合計値が100%とならない場合があります。

また、0%と表示されているものは小数点以下に値があるもの。

※その他のごみについては、産業廃棄物の分類に当たらない事業系一般廃棄物

### 3. さらなるごみの減量化へ

家庭から発生するごみは、再資源化することができる「生ごみ」や「紙類」、「衣類・布類」、「電気製品」などが多く含まれていました。不適物の混入割合も「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に関しては3割程度含まれていることから、引き続き再資源化の推進、ごみの分別方法の普及啓発を実施していきます。

生ごみについては、家庭や事業ともに食品ロス相当の生ごみが多く、「食べ切れる分だけ買う」「使い切る」「過剰な製造をしない」などの食品ロスに係る施策についても力を入れていく必要があります。